

都市支配下の修道院～宗教改革以前都市バーゼルの教会政策

森 崇浩

2006年12月16日(土) 14時～

日本女子大学「百年館」3階 302会議室

中世後期に上ドイツ及びスイスの有力都市は農村領域を獲得し、その領域の世俗的支配を進める一方、守護権を梃子に教会機関の統治権への組み込みを進め、聖俗両面での統治体制の確立を図った。本報告ではこうした都市のうちバーゼル市を例に取り 15 世紀以降の都市の教会政策を考察する。その際に、介入の契機とその根拠、及び守護としての具体的任務に注目し、それ以前、ないし同時代に領主貴族が進めた教会統治と比較検討する。主な史料として、刊行史料に加えバーゼル州立古文書館所蔵の Klosterarchiv を利用する。

1. シェーンタール修道院の事例

シェーンタール修道院はシスガウ方伯アデルベルト・フォン・フロブルクにより、1145年にバーゼル市の南東 20km のジュラ山中に建設された小規模な修道院である。この地域にはアインジーデルンや聖ブラージェン修道院等のような大修道院が存在しなかったため、小規模といえどもバーゼル司教に次ぐ教会領主である。アルプス越えのルート開通と前後して寄進され、代々同家の当主が守護者を務めた。とりわけ 13 世紀中葉に 30 年守護を務めたルードヴィヒは「慈善家にして庇護者」と称えられた。彼の時代には、守護権は本来の軍事的防衛権と財産管理権に加え、通例院長に属する修道院居住者の数と構成の決定にも及んでいた。

守護はまた修道院領において流血裁判権を行使したが、史料上確認できるのは境界争いや十分の一税をめぐる紛争に限られ、都市近郊の聖アルバン修道院の事例から類推する限りでは、守護による流血裁判権の行使はまれであったと考えられる。

1342年に同修道院と近隣のオルスベルク修道院との間に発生した十分の一税争いは、在地の領主貴族と教会領主が当事者双方から仲裁人を選任する紛争解決のありかたと、審問記録 *kundschaft* による判決を示唆している。また他の裁判所への上訴を禁止する一文は、ギロメンが指摘するように司教区裁判所、都市のシュルトハイス裁判所など他の裁判機関への訴えが多かったことを窺わせる。

このように守護による修道院監督は自らの権力基盤強化を目的とし、それゆえ修道院統治は家門政策の一環として理解されうる。

1415年のアウグスティノ会への移行後、当修道院の守護権をめくり方伯位を主張するオットー・フォン・ティーアシュタインと、当該管区を獲得したバーゼル市との間で争奪戦が繰り広げられた。前者は最盛期に比べて「色褪せた」(ギロメン) 従来の守護権を付与したのに対し、後者においては領域支配の意図が窺える。すなわち当市は院長と修道士に市外市民権を付与する一方、都市領民の修道請願受入とそれに伴う寄進を禁じて資産の流出を制限した。また修道士が聖職裁判所を通じて訴追される場合、当該管区の代官による保護を求める道が開かれた。このように当修道院は

バーゼル市のアムト統治に組み込まれたが、信仰・祭式については従来どおり修道院会と院長の所管事項である。

その後、バーゼル司教及び高級貴族による祭壇の寄進等により信仰の高まりがみられたが、1480年代には修道院は無秩序に陥り、都市の介入を招いた。母修道院との交渉により、1510年にバーゼル市は修道院長の任免権と、「宗教的・世俗的な行政の監督と統治」権を委譲され、従来の家政管理のみならず修道院運営全体を把握することになったのである。

また紛争解決の方法の変化も、こうした傾向を裏付けている。1511年に同修道院と二つの村落共同体間で生じた十分の一税の支払い法をめぐる紛争は、両者間で合意した後、都市当局が認めるという方法で解決された。仲裁者としての領主貴族はもはや登場せず、臣下同士の不和を君主が仲裁するようになったのである。

1529年のツヴィングリ=ブツァー派の導入により、当修道院は廃止されたものの、教義や礼拝といった信仰生活をのぞき、16世紀初頭にはほぼ宗教改革の成果を達成していたといえる。

2. その他の教区教会と修道者共同体の事例

都市近郊のムテンツに創設されたローテンハウスは、1421年にヨハン・フォン・ミュンヘンシュタインがバーゼル市の領域拡大に対抗して設立した修道者共同体である。1416年のシェンターールと同様に、守護と修道者との主従関係が確認されているが、寄進の目的としてミサを増やすことによる領民の魂の救済（オトナン=ジラルも指摘）が言及されている点が興味深い。1444年には村落内の教区教会への修道士の派遣と早朝礼拝の実施が決定され、宗教サービスの提供が図られている。しかし他の領主との同盟禁止など従属関係が強化されたとはいえ、守護権それ自体は特権と財産の保護に留まり、家門政策の域を越えるものではなかった。なおローテンハウスは、1470年にバーゼル市が村落ムテンツを獲得した際に、当市の監督下に入ったと思われるが、残念ながらその後の状況を示す史料は伝来していない。

一方ホンブルク管区にあるロイフェルフィンゲン教会の教会規定(1478年)からは、収入の管理を行う役人・キルヒマイヤーの存在と年次会計報告の義務付けが読み取られうる。キルヒマイヤーは管区の代官の代理人と位置づけることができ、教区教会に対しても当局の家政管理の強化を読みとることができる。

宗教改革期の政策を視野に入れると、都市当局は世俗業務の幅広い監督権を通じて宗教改革の成果を半ば達成しているように思われる。しかしそれらの政策は個々の教会に対する内容の異なる守護権を根拠に個別的行われたものであり、様々な守護権を統合したランデスホーハイトの形成には至らなかった。その実現は宗教改革を待たねばならないが、少なくとも中世後期の都市の教会政策が、宗教改革導入の土台となったことは否定できない。